

松戸市立第一中学校みらい分校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

本校は、いじめ防止対策推進法第13条より「学校いじめ防止基本方針」を以下のよう
に策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」「犯罪行為である」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、親身になって指導を行う。
- (3) いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの
問題の克服に取り組む。

2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深め
なければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び
早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、
適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

4 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童
等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インタ
ーネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の
苦痛を感じているもの。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

①「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

〈構成員〉

校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整・記録）、生徒指導主事（指導）、
教育相談担当（支援）、学年主任・学級担任（指導）、教科担任（指導）、養護教諭
（支援）、スクールカウンセラー（支援） ※事案により柔軟に構成する。

(ア) 構成員のうち、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭を「いじめ防止等の対策のための組織」の特別委員とする。

② 組織の役割

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

(エ) いじめに対する組織的対応の中核としての役割

(オ) いじめ防止に係る校内研修の企画と実施

③ 会議の開催

(ア) いじめの事案が発生した場合はすみやかに集合する。

(イ) 構成員の集合が困難な場合は、特別委員のうち2名以上で緊急対応会議（いじめ防止対策委員会）を実施し、後日、会議内容を構成員に共有する。

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

① 未然防止

(ア) わかる授業の実施

a 「やればできる」「できるからやる」場面の積み上げ

b 教えて考えさせる授業の展開

c 成就感、達成感がえられる授業づくり

(イ) 道徳教育の充実

a 法やルールの意味や遵守の理解

b 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成

c 主体的に判断し、適正に行動できる生徒の育成

(ウ) 豊かな人間関係づくり

a 松戸市版「豊かな人間関係作りプログラム」、「いじめ防止プログラム」の活用

b 異学年集団での活動の充実

(エ) 規範意識の育成

a いじめ防止対策推進法の周知

b ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発

c 生活規律や学習規律の確立

(オ) 教師の人権意識の向上

a いじめ事例・理論研修の実施

b 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

c 過度の競争意識等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることとの共通理解

(カ) 職員間の共通理解

a 生徒に関することでの職員による日常的な共通理解

b 教育相談全体会を毎年、隔週で実施

② 早期発見

(ア) アンケート調査

- a 学校生活アンケートの実施

(イ) 教育相談

- a 面談期間の実施（年5回）
- b 日常の教育相談の充実および「話す勇氣」を持つ指導の充実

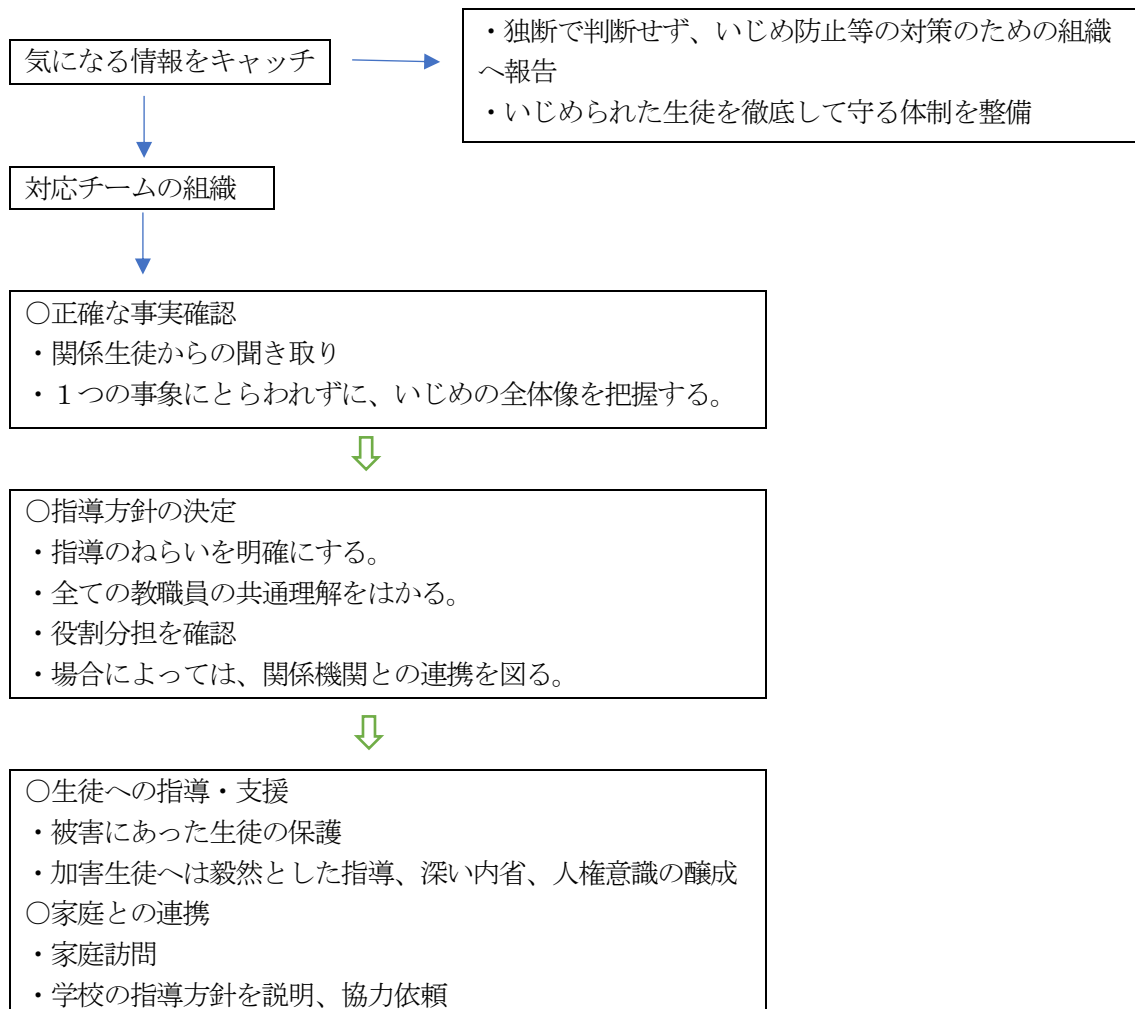
(ウ) 生徒観察

- a 登下校指導、校内巡回の実施及び職員による共通理解
- b 休み時間等、授業時間外の生徒の人間関係を観察する。

(エ) 相談窓口の周知

- a 学校の相談窓口担当者 … 大村 美和 養護教諭 電話番号：047-312-2031
- b 学校外の相談窓口の紹介及び連携
- c いじめ相談ダイヤルカードの配布

③ 早期対応



(ア) 対応チームの発足

- a 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、対応チームを発足する。

- b 対応チームのメンバーは学年職員、教科担任等、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。
- (イ) 正確な事実確認
 - a 1つの事象にとらわれずに、いじめ全体像を把握する。
 - b 複数名の教員で聞き取りを行う。
 - c いじめた生徒がいじめられた生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。
- (ウ) 指導方針の決定
 - a 指導のねらいを明確にする。
 - b 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
 - c 場合によっては関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。
- (エ) いじめられた生徒への支援
 - a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
 - b 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
 - c 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。
- (オ) いじめた生徒への指導
 - a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
 - b 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
 - c 家庭には事実を説明する。
 - d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際、家庭の理解を十分に得るように留意する。
- (カ) 観衆、傍聴者への指導
 - a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
 - b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
 - c 人権意識の醸成を図る。

④ 継続支援

- (ア) チームによる見守り
 - a いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
 - b 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。
- (イ) 定期的な教育相談
 - a いじめ解決から継続的に個人面談を行い、状況を把握する。
- (ウ) 家庭への定期連絡
 - a 生徒との面談後、面接の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
 - b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。
- (エ) 進級、進学にともなう引き継ぎ
 - a 情報共有のもと、生徒の人間関係等の引き継ぎを確実にを行う。
- (オ) いじめの解消について
 - a 認知から3ヶ月が経過した段階で、解消の有無について本人に確認する。
 - b 本人が解消していると認知している場合、その件は解消とする。

⑤ 家庭、地域等との連携

(ア) 家庭との連携

- a 学校基本方針等について家庭に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- b いじめがあった場合の生徒の変化の特徴を家庭に示し、速やかに学校に相談するよう啓発する。

⑥ 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める
- c いじめの状況について報告し、情報を共有する。
- d 出席停止措置について協議する。

(イ) こども家庭センター・少年センターとの連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(ウ) 警察、児童相談所との連携

- a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所管の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。
- b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは、必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。
- c 所轄の児童相談所との連携を図るため、定期的にまたは、必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

【関係機関一覧】※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047-366-7461
松戸市こども家庭センター	047-308-7210
松戸市少年センター	047-384-7867
松戸警察署	047-369-0110
東葛少年センター	04-7162-7867
柏児童相談所	04-7131-7175

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ③ 生徒や家庭からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・家庭に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告する。

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び家庭、地域住民、関係機関等の参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 学校ホームページで公表する。
- ③ 生徒や家庭及び関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する。

(2) いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、家庭が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- ③ 評価結果を公表し、生徒、家庭、地域へと周知する。